

入替え規定

社会人サッカー連盟入替え規定

(目 的)

第1条 この規定は、社会人サッカー連盟競技運営規定第2章第7条に定められた、各リーグの入替えに関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規定は、競技運営規定第2章第7条の社会人サッカー連盟競技運営要項（社会人サッカーリーグ：勝者の権利の項）に該当するチームに適用する。

(入替え)

第3条 この規定に定める各リーグ及び関東社会人リーグとの入替えは、次の通りとする。

(1) 山梨県社会人リーグから関東社会人リーグへの昇格があった場合

* 1部リーグ

- ・ 2部リーグへの降格チームはなし。

* 2部リーグ

- ・ 1位のチームは、1部へ自動昇格
- ・ 下位の2チームは、3部リーグへ自動降格

* 3部リーグ

(1パートの場合)

- ・ 1, 2位のチームは、2部リーグへ自動昇格

(2パートの場合)

- ・ 各パート1位のチームは、2部リーグへ自動昇格

(3パートの場合)

- ・ 各パート1位のチームによる決定戦を行い、上位の2チームは、2部リーグへ自動昇格

(2) 関東社会人リーグから山梨県社会人リーグへの降格があった場合

* 1部リーグ

- ・ 最下位のチームは、2部リーグへ自動降格
ただし、同じ大学のチームが3チームになる場合は、以下(4)に従う。

* 2部リーグ

- ・ 1部への昇格はなし。
- ・ 最下位のチームは、3部リーグへ自動降格

* 3部リーグ

- ・ 2部リーグへの昇格はなし。

(3) 上記(1)、(2)以外の場合

* 1部リーグ

- ・最下位のチームは、2部リーグへ自動降格

* 2部リーグ

- ・1位のチームは、1部リーグへ自動昇格
- ・下位の2チームは、3部リーグへ自動降格

* 3部リーグ

(1部分の場合)

- ・1, 2位のチームは、2部リーグへ自動昇格

(2部分の場合)

- ・各部分の1位のチームは、2部リーグへ自動昇格

(3部分以上の場合)

- ・各部分1位のチームによる決定戦を行い、上位2チームは、2部リーグへ自動昇格

* 競技運営規定第4条4に該当するチームについては、条件を満たせない場合は、最下位とし3部リーグへ自動降格とする。また、昇格1年目にリーグで1位になった場合も条件を満たしていなければ、昇格できないものとする。この場合、2位のチームが昇格するものとする。

(4) 同一大学のサッカー部に所属する選手で構成する複数のチームの昇格及び降格については、次のとおりとする。

- ・昇格により同一部分に3チームとなる場合は、上位部分2チームの内成績下位のチームと入替えるものとする。
- ・降格(関東リーグからの降格含む)により、同一部分に3チームとなる場合は、下位部分2チームの内成績下位のチームを降格とする。
- ・上記の場合、関係する部分の成績が最下位のチーム(同一大学以外のチーム)は残留とする。

(改廃の手続き)

第4条 この規定の改廃は、山梨県社会人サッカー連盟運営委員会で審議し、総会で承認を得るものとする。

附 則 この規定は平成2年9月1日施行の競技運営内規のうち、競技運営要項
(社会人サッカーリーグ)を一部改正し、平成3年3月10日から施行する。

平成 3年 3月 8日一部改正	平成21年 3月 1日一部改正
平成 5年11月 7日一部改正	平成24年 3月18日一部改正
平成 9年 3月 9日一部改正	平成25年 3月10日一部改正
平成10年 3月 8日一部改正	平成26年 3月 9日一部改正
平成11年 2月28日一部改正	平成27年 3月 8日一部改正
平成14年 2月24日一部改正	平成28年 3月13日一部改正
平成15年 3月 2日一部改正	平成29年 3月12日一部改正
平成18年 3月12日一部改正	
平成19年 3月 4日一部改正	
平成20年 3月 2日一部改正	